

## 法及び県条例施行関係 令和 2 年度実施事業について

障害者差別解消法及び「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」に基づき、障害のある人に対する差別を解消し県民の理解を深めるため、令和 2 年度は、以下の事業を実施している。

## 1 障害者理解普及啓発事業

R2 当初予算 8,546 千円

## (1) 地域相談員及び広域専門相談員の設置費 5,846 千円 (R1: 5,694 千円)

県条例で定められている地域相談員と広域専門相談員（2 名）を設置し、相談対応するとともに、資質向上のための研修を実施する。

## (2) 障害者差別解消条例普及推進事業費 400 千円

県条例及び平成 30 年 7 月に導入したヘルプマークの一層の普及啓発を行い、地域相談員の活動周知のためのステッカーの作成等を行う。

## (3) 障害のある人の相談に関する調整委員会費 1,100 千円 (R1: 1,100 千円)

障害を理由とする差別を解消するための施策に関する重要事項に関する調査審議や紛争解決を行う。

## (4) とやまふれあい共生フォーラム開催費 1,200 千円 (R1: 1,200 千円)

共生社会の実現等について、参加者とともに考えるフォーラムを開催し、障害者に対する理解の一層の促進を図る。

※R2 は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、開催見送り。

## 2 とやまの特別支援教育強化充実事業（教育委員会）

R2 当初予算 13,361 千円

合理的配慮の提供に関する指導助言、合理的配慮の要望に関する教育相談、子どもに関わる関係者（医療・福祉等）の連絡調整等を行う小中学校巡回指導員及び高等学校巡回指導員を配置する。